

政府による日本学術会議会員推薦者の一部任命拒否に関する意見表明

2020年10月14日

日本農業市場学会理事会

2020年10月1日、菅義偉内閣総理大臣は日本学術会議が推薦した候補書105名のうち、6名を任命から外すという、同会議会員推薦移行以来、前例のない措置をとった。これについて本学会は、学術会議181回総会における首相宛要望書（①任命されない理由の説明、②任命されていない方の速やかな任命）に全面的に賛同するとともに、憲法の保障する学問の自由（第23条）および日本学術会議法とその趣旨に鑑みて、本学会の考えを以下のとおり表明する。

1. 学術会議の会員推薦制は同法1983年改正によって公選制にかわって導入されたものだが、推薦制への移行を定めた学術会議法案国会審議において、政府（当時の内閣総理大臣官房総務審議官・同審議官、総務庁長官、内閣総理大臣）が再度にわたって、学術会議から「推薦されたうちから総理大臣がいい人を選ぶ」のでは全くない、「推薦されてまいりました、それをそのとおり内閣総理大臣が形式的な発令行為を行う」、「推薦をしていただいた者は拒否はしない、そのとおりの形だけの任命をしていく」、このことは「内閣法制局におきます法律案の審査のときにおきまして十分その点は詰めたところ」と答弁している（第98回国会参議院文教委員会会議録第八号1983年5月12日、第100回国会参議院文教委員会会議録第二号1983年11月24日）。

今回の措置は、これらの政府答弁と全く相反しているとの疑念、さらには任命を除外された被推薦者のあれこれの研究にもとづく発言が考慮されたのではないかとの疑念さえ抱かざるを得ない。後者であるなら、学問・科学研究の自由に対するいっそう深刻な侵害を意味する。

2. このような学術会議法における推薦制への移行に伴う政府説明、そこで明言された法の趣旨と相反するとの疑義をもたらす今回の措置については、その理由を学術会議、ひいては国民に広く説明すべきである。

すなわち学術会議が法と会則に従って「優れた研究又は業績がある科学者」と判断した推薦者について内閣総理大臣がそれとは異なる判断をしたのか、したのであれば何ゆえか。またそのことにはいかなる法的根拠があるのか。

3. 政府がこれらの説明責任を十分にはたしつつ、憲法と学術会議法の規定および趣旨に立ち返って、学術会議が推薦した候補を会員として任命することを求める。

以上